

地域公共交通確保維持改善事業費補助金実施要領の一部改正（R5 一次補正②（共創・MaaS 実証プロジェクト））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則（令和5年9月6日 国総地第75号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和5年度当初予算から施行する。</p>	<p>附 則（令和5年9月6日 国総地第75号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和5年度当初予算から施行する。</p>
<p><u>附 則</u>（令和6年3月18日 国総地第134号）</p> <p><u>1. 施行期日</u> この要領の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>2. 共創・MaaS 実証プロジェクト</u></p> <p>(1) 交付決定の変更の軽微な変更 交付要綱附則（令和5年3月28日）第9条に定める軽微な変更は、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の区分、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。 ・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、「事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等」、「地域における交通の維持・活性化を図る事業実施にあたり必要とな 	<p>(新設)</p>

るシステム構築、車両購入・改造に要する経費」、「実証事業に要する経費」、「モビリティ人材育成に関する取組実施経費」、「労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費（公租公課等）」、「補助金の執行事務、進捗状況のフォローアップ、地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費」の各費目・経費内における流用をしようとするとき。